

養育費に関する『公正証書』や『家庭裁判所での手続』を支援します

離婚などによりひとり親となった世帯のお子さんには、離れて暮らす親から養育費をもらう権利があります。

養育費の不払い問題の解消のため、東金市では、法務省と連携したモデル事業として、関係機関等と協力して、養育費に関するオンラインによる『法律相談』・『裁判所手続案内』を実施します。

養育費について何も決めていない方はもちろん、口約束や自分達で作った書面で取り決めていた方も、この機会に相談してみたいかがでしょうか。

いずれも**無料**です。お子さんのために、この機会を御利用ください。



養育費を公正証書や、家庭裁判所の手続で取り決めていれば、支払がなかったときに、給料や預貯金の差押えを行う強制執行の手続や、相手の財産をさがすための手続を利用できます。

【千葉県弁護士会によるオンライン法律相談】

- 対象：養育費がいくらもらえるのか相談したい方
：調停等の手続を弁護士に委任することなどを考えている方、など
- 相談方法：次のいずれかの方法で、弁護士に直接相談できます（60分程度）。
 - ⑦東金市役所で『オンライン（ウェブ）』により相談
 - ④ご自宅などから『電話』で相談
- 相談期間：12月16日（木）から令和4年2月28日（月）までの土・日曜日及び年末年始・祝日を除く9:30～11:30、13:00～16:00で、相談弁護士が応じられる日時。また1月26日（水）～28日（金）・2月24日（木）・25日（金）は20:00まで、1月23日（日）・2月20日（日）は日曜相談として13:00～16:00で相談に応じます。
- 申込：相談希望日（複数の希望日時）をご連絡ください。相談を希望される方と弁護士のオンライン相談日時を調整します（調整に3日程度を要しますのでご了承ください）。
東金市役所子育て支援課 ☎0475-50-1215（平日8:30～17:00）

※公正証書や家裁の手続で養育費を決めたのに支払がない方も、オンライン法律相談で、強制執行について弁護士に相談できます。強制執行を利用することになった場合には、法務省事業の受託者から、手数料等の補助があります。（いずれも令和4年2月28日まで）

【千葉家庭裁判所によるオンライン裁判所手続案内】

- 対象：家庭裁判所の手続（調停、審判）を利用したい方、など
- 案内方法：東金市役所で『オンライン（ウェブ）』により家庭裁判所から案内が受けられます（30分程度）。
- 案内期間：12月1日（水）から令和4年2月28日（月）までの土・日曜日及び年末年始・祝日を除く9:30～11:30、13:00～16:00
- 申込：当日でも応じられる場合がありますが、事前にご連絡のうえ申込みして下さい。
東金市役所子育て支援課 ☎0475-50-1215（平日8:30～17:00）

※調停の手数料や、相手に住所が伝わってしまうのではないかと、相手と顔を合わせたくないといった不安についての裁判所の運用等も、教えてもらうことができます。

※裁判所の手続を利用することとなった場合には、法務省事業の受託者から、手数料等の補助があります（令和4年2月28日まで）。